

**2010年度**  
**横浜市の予算編成に対する**  
**日本共産党の重点要望**

**2009年11月2日**

**日本共産党横浜市会議員団**

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 市庁舎内 日本共産党横浜市会議員団控室

TEL. 045-671-3032 FAX. 045-641-7100

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市議員団  
団 長 大 貫 憲 夫

## 2010年度横浜市予算編成にあたっての要望書

年末に向かうなか、国民の暮らし向きの厳しさは、ますます深刻となっています。失業率、有効求人倍率は最悪水準にあり、民間企業の年間給与も平均7万6000円減と大幅に減少、中小企業をめぐる状況も大企業と違って好転する気配を見せていません。

横浜では、7年余の中田市政の「構造改革路線」による弊害・ひずみも加わり、市長が所信表明でその認識を示された「格差と雇用不安」の深刻さが367万市民に重くのしかかっています。

党市議団が今年度初期に取り組んだ市民アンケート(回答数9700人)では、要求として最も多かったのは、介護保険料・利用料の引き下げ(52.7%)、国民健康保険料引き下げ(51.1%)、各種税金の軽減策拡充(44.5%)、救急医療など身近な医療機関の充実(42.9%)、特別養護老人ホームの増設(40.2%)、小児医療費無料化の拡大(32.7%)、保育所待機児童の解消(31.9%)などでした。医療・介護での自己負担の軽減と福祉・医療施設の充実は世代の違いを超えた強い要求となっています。

市長が取りまとめられた2010年度の施策立案、予算・執行体制の編成にあたっての「市政運営の基本的な考え方」には、「市民の暮らしの充実」と「現場目線でぬくもりのある行政サービスへ」が掲げられていますが、市長の時代認識の市政運営への反映であり、その確実な執行は市民の願いと一致するところであります。

いま、市政に求められるのは、「中田路線」の継続・延長ではなく、格差と貧困の拡大をもたらした政治に苦しむ市民に目をむけ、市民の苦難を打開するために全力をつくす、福祉増進をなにより優先する行政運営と考えます。

この要望書は、この視点から、各界、各層との懇談会で寄せられた各種要望を踏まえ、当面の重点的な政策課題を「安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を」「福祉・医療を充実させ、市民の命とくらしを守るために」「中小商工業者の育成と市内経済の循環促進を」「環境にやさしい、基地のない平和で安全な街づくりを」の4つの柱立てでまとめたものです。予算編成にあたられては、この要望書にある切実な市民要望を積極的に盛り込まれるよう強く要望するものです。

# I 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を

## 1. 子育て支援の強化を

### 1) 産科・小児医療、救急医療体制の充実について

- ①市の責任で、お産ができる施設を増やすこと。その際、鎌倉市医師会産科診療所のように、医師会に働きかけることも視野に入れること。
- ②総合周産期母子医療センターの整備拡充を行うこと。
- ③小児救急医療を充実・強化するため、小児科医の確保にむけて拠点病院への補助金を増額すること。
- ④医師会看護専門学校などに助産師養成コースを新設すること。
- ⑤妊婦健診の公費助成を増額すること。

### 2) 小児医療費助成について

- ①小児医療費助成の所得制限を撤廃するとともに、当面小学3年生までに拡充すること。
- ②一部負担金は導入しないこと。

### 3) 保育所について

- ①「次世代育成行動計画・かがやけ横浜子ども青少年プラン」の後期計画の作成にあたっては、市立・民間問わず、保育所の整備目標数を大幅に引き上げること。
- ②市立保育所を半減する「市立保育所のあり方について」の答申は無効とすること。
- ③削減した民間保育所への法外扶助費を元に戻すこと。
- ④市立・民間問わず、保育所の非常勤・パート・派遣職員を減らし、常勤職員を増やすこと。
- ⑤保育所最低基準撤廃、直接契約方式の導入などを中止するよう、国に求めること。
- ⑥市立保育所の耐震化計画を前倒しして、推進すること。
- ⑦民間保育所の耐震診断・耐震工事は全額公費で早急に進めること。
- ⑧運営費や補助金の弾力運用規定と貸付金制度を、不正利用できないようにもつと厳しいものに改定すること。

### 4) 横浜保育室について

- ①基本助成費を大幅に引き上げること。
- ②保育児の増減にかかわらず定員数に応じた職員の人件費を補助すること。
- ③保護者の保育料の負担を軽減すること。

### 5) 保育行政について

- ①食物アレルギーや発達障害を持つ子どもの保育を実施している保育所・横浜保育室に対して、十分な職員配置の予算措置をとること。
- ②認可保育所・横浜保育室への営利企業の参入は規制すること。

## 6) 学童保育について

- ①放課後児童クラブに対する運営費を増額すること。
- ②市の責任で施設の確保をすること。

7) 幼稚園児への就園奨励補助金について、減額した市単独補助分を元に戻し、額を引き上げること。

8) 保育所等の福祉施設や幼稚園等への上下水道料金減免制度を復活させること。

9) 被保護児童が増えている現状から、児童相談所のケースワーカー等の職員を増加し、引き続き養護施設等その後の受入れ施設を増設すること。

## 2. 学校教育の充実を

### 1) 少人数学級等によるゆきとどいた教育を

- ①教育効果が実証されている 30 人以下学級を市独自で実施すること。
- ②低学年サポート事業・アシスタントティーチャーの配置を引き続き拡充すること。
- ③深刻な教師不足を解消するために、教員採用計画を抜本的に見直し、臨時任用教員や非常勤講師ではなく、正規教員を採用・配置すること。
- ④産休・育休・病休など長期休暇中の教員の代替教員は、各学校まかせにせず、市教育委員会の責任で確保すること。
- ⑤教職員給与の「義務教育費国庫負担金」の 3 分の 1 を堅持するよう、国に強く求めること。

### 2) 子どもが大切にされる教育を

- ①学年費など保護者負担の軽減を図ること。
- ②就学援助の適用対象を「生活保護基準額」の少なくとも 1.3 倍に拡げること。
- ③教科書取扱審議会の答申を踏まえて、中学校歴史教科書採択をやり直すこと。
- ④教科書採択地区を元の 18 区に戻すこと。
- ⑤「全国いっせい学力テスト」には、抽出実施となっても参加しないこと。
- ⑥小・中・高等学校の図書室に、市費で学校司書を配置すること。
- ⑦学校間競争を助長する「学校ファンド」、「提案型学校配当予算の創設」、「メリットシステム」は導入しないこと。
- ⑧現在行っている学校評価制度は、教育現場になじまないため、やめること。
- ⑨学校マネジメント力の強化の名のもとに行っている、民間人校長公募、統括校長・主幹教諭配置や学校経営塾、管理職の企業研修などは、教職員チーム力を阻害するため、やめること。
- ⑩家庭学習ガイドブックには、特定の学習産業の広告をつけないこと。
- ⑪小中連携教育実施にあたっては、教職員の過度な負担とならないようにすること。
- ⑫不登校児童・生徒の健康診断費用を市費負担とすること。

⑬小中高生の「不登校」については、フリースペースなど民間施設・NPO法人への家賃補助などの支援とともに、不登校の「親の会」や保護者へ公的支援を強めること。

### 3) 快適な教育設備環境の整備を

- ①教室の環境調査を実施し、必要に応じてエアコンなどを設置すること。
- ②学校特別営繕費を増額し、教室等環境整備を進めること。
- ③老朽校舎の建替え、学校施設のバリアフリー化を促進すること。
- ④校舎・体育館の耐震補強工事については、計画を前倒しして推進すること。
- ⑤大規模校を解消すること。
- ⑥新設のあかね台中学校にプールを設置すること。

### 4) 安全で豊かな学校給食の充実を

- ① “食は教育” の立場で、中学校の完全給食を実施すること。
- ②小学校給食調理については、民間委託をやめ、直営で実施すること。
- ③地場産の食材を増やすこと。

### 5) 障害児教育の充実を

- ①特別支援教育コーディネーターとして正規教員を市独自で配置すること。
- ②特別支援学校全館および個別支援学級の教室に空調システムを整備すること。
- ③特別支援学校の過大規模化解消対策を県に求めるとともに、市立の特別支援学校の新設等大幅な定員拡大を図ること。
- ④盲・ろう特別支援学校の専門教諭の定数を決めるに当たっては、実態に即して、市独自で複数配置すること。現在配置されている市費による非常勤講師の配当時間を増やすこと。
- ⑤通級指導教室の過大規模化を早急に解消すること。
- ⑥個別支援教室に正規教員を市費で加配すること。
- ⑦市立高校において、特別支援教育の実施に踏み切ること。
- ⑧聴覚障害のある中学生のノートテイク(要約筆記)の回数を大幅に増やすこと。

### 6) 高等教育の充実を

- ①全日制高校の定員枠の拡大を県等に働きかけるとともに、全日制横浜市立高校の定員枠を拡大すること。
- ②横浜総合高校の校舎改築計画をつくること。
- ③競争の低年齢化を招く中等教育学校・併設型などによる中高一貫教育校設置計画は白紙撤回すること

## 3. 生涯学習の充実を

### 1) 図書館の充実を

- ①図書館に指定管理者制度を導入しないこと。
- ②図書館資料費を増額すること。

③他都市と比べて人口比で圧倒的に少ない図書館を、各区2館を目標に計画的に増設すること。

④近隣市の図書館を利用できるようにすること。

⑤移動図書館の循環回数を増やすこと。

## 2) 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を

①1区1館の区民文化センターを早期に整備すること。

②硬式野球場やサッカー場、スケボー場など、各種スポーツ施設の整備を各方面別にすすめること。また、料金を低廉にし、誰もが気軽に利用できるようにすること。

③市内に未整備の武道館を直ちに建設すること。

④学校開放にあたっては、夜間電気代等の運営経費を無料にもどすこと。

⑤地区センターなど市民利用施設の利用時間・利用料金については、引き続き利用者の要望に沿って見直すこと。

## Ⅱ 福祉・医療を充実させ、市民の命とくらしを守るために

### 1. 介護保険事業及び高齢者施策の拡充を

#### 1) 介護保険事業に関して

①次期保険料改定時期を待たず、一般会計を投入し、高い保険料を軽減すること。

②介護施設入所待機者を解消するため、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を見直し、入所希望の強い従来型多床室も含めた特別養護老人ホーム等、介護施設の整備を早急に推進すること。

③ショートステイの枠を増やし、認知症高齢者等を抱えた家族支援を拡充すること

④介護予防拠点である地域ケアプラザの整備の先送りをやめること。整備にあたっては、ディサービスを実施しないとする中期計画を見直し、実施を含めたものにする事。

⑤ディサービスの食費および「要支援1、2」の介護予防ケアプランの作成費への助成を市独自に行い、負担軽減を行うこと。

⑥「特定高齢者」の「地域支援事業」の利用料は、引き続き無料とすること。社会福祉法人の利用者負担2分の1軽減を継続するとともに、介護サービスを提供する医療法人・財団法人にも拡大すること。

⑦「介護予防」「自立支援」を理由にした家事援助サービスの打ち切り、保険料滞納によるサービスの一方的な打ち切りはやめ、状況を充分把握しサービスを継続すること。

⑧介護予防プランの作成や地域支援事業を行う「地域包括支援センター」の体制を強化するため、人材と財源を確保し、職員の欠員を発生させないこと。

⑨介護人材確保のための所要の措置を国に強く求めること。本市独自の人材確保

策を引き続き推進し、研修中の十分な生活支援や家賃支援も含め、拡充し進めること。

⑩新しい認定基準による認定の結果、軽度に判定された場合は、国に改善を求めること。

## 2) 高齢者施策に関して

①敬老特別乗車証制度については、応益負担による負担金の引き上げや利用制限などの導入は行わないこと。

②深刻な1人暮らし高齢者の安否確認・見守りネットワークの試行については、区役所任せにしないこと。市として方針を持ったうえで、地域の関係機関の協力を得るやり方で早急に進めること。

## 2. 障害者施策の拡充を

1) 障害者権利条約は国でも批准の動きがあるが、市として障害者権利条約の趣旨を活かした条例を制定すること。

## 2) 障害者自立支援法に関して

①市独自で実施している市民税非課税者に対する利用者負担の全額助成を継続すること。

②自立支援医療は市独自で全額助成すること。また、更新時の個人通知については、少なくとも更新申請書の受理期限の1ヶ月前に通知し、1ヵ月程度の遡及を認めること。

③自立支援法の廃止を国に求め、応益負担は即刻中止すること

3) 横浜市在宅心身障害者手当て支給制度は復活し、精神障害者も含めて拡充すること。

## 4) 将来にわたるあんしん施策の策定に関して

①365日24時間支援が可能となる「緊急時ホットライン」の創設や障害者自立支援アシスタント派遣事業の機能強化・拡充については、障害者が一生を安心して地域でくらすものにする事。

②ガイドヘルパーの増員・ハンディーキャブ・タクシー券や自家用車を利用する障害者へのガソリン代支給等、障害者移動支援策の拡充を図ること。

③精神障害者の家族支援として、「生活支援センター」等に家族への一時宿泊制度を新設し、早急を実施すること。

④医療従事者の障害理解の促進と同時に、市職員についても障害理解への啓発を促進すること。

5) 重度障害者医療費援助事業は継続すること。

6) 精神障害者にも他障害同様に医療費助成、医師意見書料の無料化を適用し、市で独自措置を行うこと。

7) 地域生活支援事業（ガイドヘルパー・ディサービス・短期入所・日常生活用具

など)の利用者負担については、現行の負担料とすること。

- 8) 市事業である「地域作業所」や「運営委員会型グループホーム」は、運営団体の意向を尊重し、一律に自立支援法による移行型とせず、事業を継続し、運営費助成を拡充すること。
- 9) 就労支援センターの機能・体制強化や増設を図ると同時に、障害者においては、健常者と同様の見方をしないこと。特に、精神障害者においては、「就労は治療の一環」とする考えを取り入れた就労施策にすること。
- 10) 緊急災害時に備え、避難所における障害毎の備品・設備は充分確保すること。また、障害毎のきめ細かな避難訓練の実施等、障害者の防災対策を全区役所がもつよう市の指導の徹底を図ること。
- 11) 聴覚障害者用補聴器センターの新設、多目的トイレのエリア毎の設置、公共施設への手話通訳者の配置等、障害者が安心してくらす環境整備を進めること。

### 3. 国民健康保険事業の改善を

- 1) 国庫負担金の増額を国に求め、一般会計からの繰り入れを増額し、国保料の引き下げを図ること。
- 2) 保険料の減免制度について、所得減少や債務状況を踏まえ、保険料を払えない生活実態を加味し、減免をうけやすいものに改善すること。
- 3) 保険料滞納による「資格証明書」発行は、機械的発行をやめ「特別の事情」の有無を把握するまで発行しないこと。
- 4) 新型インフルエンザに備えるためにも、「資格証明書」世帯に対し、緊急に「短期証明書」を発行すること。

### 4. 最低生活を保障するために

- 1) 生活保護申請の窓口申請書を常置し、申請権を保障すること。
- 2) 生活保護基準の増額や、母子加算の復活と同様、老齢加算についても復活を国に求めること。
- 3) 「派遣切り」等でホームレス状態になり、生活に困窮している保護申請者に対しては、即日、保護の決定をすること。民間のアパートへの入居も含めきめ細かな相談に応じること。
- 4) 「子ども手当」の生活保護世帯への支給については、収入認定しないよう国に求めること。

### 5. 市民税等の減免制度の拡充・改善を

- 1) 川崎市のように最低生活費の1.3倍を基準とした市民税減免制度を、横浜でも創設すること。
- 2) 滞納解消に関して

- ①職員の滞納処分年間目標による成果主義をやめること。
- ②地方税法で適用除外とされる債権回収のみを業務とするサービサー（債権回収会社）の導入はしないこと。
- ③市民税滞納者の個々の事情に対応した丁寧な収納相談に応じ、市民税減免規定の「親族の所得を加味した」との文言を削除すること。

## 6. 保健・医療施策の拡充を

- 1) 市民病院・脳血管医療センター・みなと赤十字病院・市大2病院は、高度・政策医療や地域医療連携の拠点病院として医師の確保等体制の充実を図ること。また、一般会計からの繰り入れを削減しないこと。
- 2) 市民病院、脳血管医療センターは、独立行政法人化等を行わないこと。
- 3) 医師・看護師不足を解消するため、国・県・関係機関と連携し、市大医学部の定員拡大をすること。定員拡大にあたっては、施設や体制の拡充も行うこと。また、勤務医の待遇を改善する等、病院に留まる対策を講じること。
- 4) 医学生への奨学金制度を市独自で行うこと。
- 5) 全市1保健所体制から、各区1か所の保健所体制に戻すこと。当面、福祉保健センター常勤医師の増員を図ること。栄区に医師を配置すること。
- 6) 肺炎球菌ワクチン・Hibワクチンの接種の公費助成を行うこと。
- 7) がん検診の受信率を高めるため、負担額を引き下げること。乳がん検診では、マンモグラフィーの検査箇所が少なく希望者に応えきれない状況を早急に改善すること。
- 8) 「特定検診」項目に、胸部レントゲン検査を含めること。
- 9) 初期救急医療の安定的運営のため、各区休日急患診療所等の運営費助成費を人件費補助方式に戻すとともに、老朽施設の改善を早急に行うこと。

## 7. 後期高齢者医療制度に関して

- 1) 医療給付費に占める高齢者の負担率の増加による保険料の値上げを抑制し、保険料の軽減を図るためにも、県の補助金を投入する等、国や関係機関に働きかけること。
- 2) 保険料滞納解消のため、減免制度の拡充・周知を広域連合に働きかけること。また、市の窓口業務となる「資格証明書」発行については市の判断として行わないこと。

## Ⅲ 中小商工業者の育成と市内経済の循環促進を

### 1. 未曾有の経済危機・窮地から横浜市内中小零細業者を救う緊急対策を

- 1) 市内景気対策として、道路修繕や学校特別営繕費など2010年度予算編成における枠的公共事業の規模と予算を拡大し、市内中小業者の仕事を確保すること。

- 2) 電線の地中化や公共施設の耐震化など大規模震災対策をさらに進め、市内中小建設業者の仕事を確保すること。
- 3) 市内中小商店での売り上げを増進させるために、消費税5%引き販売など販売促進策を具体的に市内業者に提示・提案し、同時に必要な財政的援助を行うこと。
- 4) 入札参加資格業者以外の小規模事業者の受注機会を拡大し地域経済の活性化を図る「小規模工事随意契約登録制度(仮称)」は、川崎市、相模原市をはじめ、多くの自治体で実施され公共事業として適正な施工を確保できることが証明されていることから、本市においても早急に実施すること。
- 5) 現行の「経営安定資金」では対応できない迅速、簡便な直貸しによる「緊急事業支援融資(駆け込み資金)」など小額融資制度を創設すること。
- 6) 仕事が少なく営業が困難な中小業者に対する小額の生活資金を融資する「中小企業生活支援資金制度(仮称)」を創設すること。
- 7) 滞納している各種税金の完済のための融資制度をつくること。
- 8) 国に対し、金属・機械加工業中小企業への家賃や光熱費、リース料などの固定費への補助及び休業補償制度創設を求めると同時に、本市単独事業としても緊急に実施すること。

## 2. 地域特性を生かした実効性にある経済・産業対策を

- 1) 中小商工業者の振興のための横浜市の責務などを規定する「中小企業振興基本条例(仮称)」を制定し、行政の根幹にすえること。
- 2) 中小商工業者振興のための予算の増額、および中小商工業者を支援する部署の増員を図り、経済観光局主導の地域産業政策の立案と実施を行うこと。
- 3) 市内全中小商工業事業所を対象にした対面・ヒヤリングによる悉皆調査を実施し、施策に反映させること。
- 4) 地域の特性にあった経済振興を図るため、中小業者に対する経営相談だけでなく各行政区に経済振興課を設置して、各区の地域産業・経済振興策を策定すること。
- 5) 企業立地促進条例認定企業について、市内経済への波及効果を数量的に明らかにし、公表すること。これまで実施してきた条例認定企業の市内雇用実態調査の結果を公表し、市内雇用の比率の低い企業にはペナルティを課すこと。
- 6) 市内外の中小企業の異業種交流を進めるセクションを経済観光局に設置し、重層的で多様なマッチングの機会を確保し、当該事業者以外への波及を図るための手立てを構築すること。
- 7) 脱温暖化対策に対応したエネルギー分野の産業を本市が主導して育成していくこと。
- 8) 競輪事業から撤退すること。

### 3. 制度融資の一層の改善を

- 1) 市制度融資取り扱い金融機関とその支店に、制度融資の相談に積極的に対応する窓口と係を設置するよう指導し、協力を求め、信用保証協会の保証窓口のブランチを方面別に設置すること。
- 2) 無担保無保証人融資の利用率アップのための手立てを講じること。
- 3) 小口特別融資及び開業支援融資の返済期間を経営安定資金と同様に10年に延長すること。

### 4. 商店街の活性化・振興策を

- 1) 少子高齢化時代に適応した商店街やコンパクトシティの考え方に基づいた商店街整備を行うことが有効な商店街のために、地域住民・当該商店街・区役所の担当者で構成する「街づくり協議会」等を設置し、支援すること。
- 2) 商店街の空き店舗活用を引き続き積極的に行うこと。
- 3) 個性のある小売店を増やすために起業資金など特別の融資制度や、その経営支援のためのあらゆる情報を提供するサイトを、専門の市職員を配置して作ること。
- 4) 中央卸売市場の公共的機能を拡充し、小規模な事業者の取引を保障すること。同時に横浜中央卸売市場発の生鮮食品のブランド力を高めること。
- 5) 市内生鮮3品の小売店に対する支援のために実施している専門家派遣による経営診断事業を当該事業者に対し周知徹底して斡旋を行い、その実績を公開すること。

### 5. 市内の経済循環を旺盛にする公共工事の発注を

- 1) 公契約制度の法制化を国に求めると同時に、本市単独でも公契約条例を制定し、公共工事や指定管理者制度によって民間に移管された「公の施設」や業務委託契約等による公的施設における労働条件を守ること。
- 2) 公共工事での片務性の実態を調査し公表し、実態に即し十分な協議のもとで変更契約を行うこと。また、元請・下請の片務性・不平等な取引を排除するための指導を強化すること。
- 3) 入札制度のランクをさらに細かく分け、業者数に見合った公共工事の配分を行い、能力に応じた競争環境を確保すること。
- 4) 現在行っている予定価格の事後公表を試行から本格運用に切り替えること。
- 5) 予定価格は、市場の実勢を的確に反映できる方法により積算し、適正な水準に設定し、最低制限価格を予定価格の90%以上に設定すること。
- 6) 水道局の委託業務契約における低入札価格制度を廃止し、最低制限価格制度を導入すること。
- 7) 労務費の積算に当たっては、建設労働者の賃金水準および労働条件等を総合的に勘案し、適正に行うこと。

- 8) 公共工事の地元中小企業向け発注について、金額・件数のそれぞれの目標を明確にし、その割合を引き上げること。また、市が購入する物品は市内中小業者に優先的に発注すること。
- 9) 総合評価落札方式については、価格評価偏重を排除し、構造物の安全・品質確保に必要な法令遵守・労働基準および地域振興に必要な要件などを重視すること。

## 6. 生き生きと生活できる雇用の創出を

- 1) 官製ワーキングプアを発生させないために、指定管理者や業務委託の受注者の従業員給与の実態を調査し、年収 200 万円以下の給与体系の事業者については公表し、同時に是正を図る手立てを取ること。
- 2) 本市と指定管理者の雇用する非正規労働者の実態を調査して公表するとともに、正規雇用の割合を増やし、非正規雇用でも「同一労働同一賃金」の立場で賃金を保障すること。
- 3) 社会的責任として、市内大企業に対して正規雇用を増やすよう積極的に働きかけること。
- 4) 若者の正規雇用を拡大する本市独自の体制を、市民活力推進局および経済観光局を中心に設置すること。そのために、若者を雇用した市内中小企業に対し、補助金や優遇税制制度などを創設すること。
- 5) 若者の就労支援のために職業訓練や就労セミナーなどをさらに充実すること。
- 6) 国の緊急経済対策として打ち出された雇用対策を積極的に活用し、その執行を早めること。

## 7. 市内農業を守り育て、食の安全と緑の確保を

- 1) 農業振興施策・予算を増設・充実させること。
- 2) 「はま菜ちゃん」などよこはまブランド農産物をさらに増やし、出荷促進対策として、出荷資材購入費の補助など、振興策を図ること。
- 3) 市内公共緑化に、市内生産の植木・花卉類を一定以上使用することを義務付けること。
- 4) 生産緑地拡大を図るための工夫・見直しをさらに進めること。
- 5) 農業の担い手育成のため、新規就農者や横浜チャレンジファーマー研修生に対して月 15 万円を 3 年間支給する「就農者支援制度」を国に求めるとともに、国の制度ができるまで横浜市独自の制度として実施すること。
- 6) 横浜チャレンジファーマー事業の市民に対する宣伝を強め、研修生の募集人員をさらに増加させ、研修内容を充実させること。
- 7) 環境にやさしい農業を促進するため、堆肥化施設等の整備等の補助を行うこと。
- 8) 遊休農地・荒廃農地を解消するため、賃借、市民農園等の開設等を積極的に支援すること。

- 9) ごみの不法投棄対策を強化し、私有の山林地等に放棄されたごみの撤去を市の経費で行うこと。

#### **Ⅳ 環境にやさしい、基地のない平和で安全な街づくりを**

##### **1. 大規模住宅開発、マンション建設を規制し、都市部の緑と斜面緑地を守る**

- 1) 開発調整条例を強化し、公園設置等の公共公益負担義務のがれを目的とする、3000平方メートル未満の分割開発を規制すること。
- 2) 市街地緑地保全のために、緑地保存地区指定の対象面積の縮小につづき、さらなる制度の拡充で、緑地保全指定等の拡大を図ること。
- 3) 「横浜みどり税」については廃止し、開発規制の強化等による新たな「横浜みどりアップ計画」を策定すること。
- 4) 市街化調整区域における建築物の規制を強化し、「特例解除」は原則認めないこと。
- 5) 緑化地域に関する条例で、緑化対象の拡大につづいて建ぺい率などに応じた面積の設定および、商業系・工業系用途地域も含めるなど、さらに拡充を図ること。
- 6) 瀬上の森（栄区上郷町）における開発業者の都市計画提案(再)については、今後も認めず、貴重な緑地を保存すること。

##### **2. 地球温暖化をくいじめ、資源循環型社会の実現をめざす**

- 1) 横浜市脱温暖化行動計画（CO-D030）については、国の「温室効果ガスを1990年比で2020年までに25%削減をめざす」との整合性を図り、削減目標の引き上げ等の見直しを行うこと。
- 2) 現在検討中の「温暖化条例」については、企業からの温室効果ガス排出量を削減する東京都の条例改正の内容を参考にし、地球温暖化対策計画の提出事業者を拡大するとともに、大規模事業所に温室効果ガス排出量削減目標の義務付けや排出量取引制度等を導入すること。
- 3) 合わせて、小規模事業所に対しては、財政的補助も含めて脱温暖化対策の支援を強化すること。
- 4) 設置費用の補助を拡充し、住宅用太陽光発電や、太陽熱給湯・暖房などソーラーシステムの普及を促進すること。
- 5) 事業系ごみについては、焼却工場でのチェック体制及び指導を強化するなど、分別収集の徹底による資源化・減量化を推進すること。
- 6) 家庭ごみについては、引き続き分別・減量化への協力と同時に、市民サービスとして、現行の夏季収集回数（7～8月・週3回）を維持すること。
- 7) 現在、西区・中区・栄区で実施されている家庭ごみの民間委託については、早急に直営収集方式に戻すこと。合わせて無料制度を堅持すること。
- 8) 生ごみ堆肥化事業を拡充し、生ごみの分別収集をさらに推進すること。

9) リサイクルプラザは引き続き管理・運営を継続し、リサイクル推進や環境情報の提供・普及啓発の活動拠点として拡充すること。

### 3. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏での公共基盤整備を図る

1) 既存の港湾設備（本牧・大黒・南本牧(MC-1. MC-2)ふ頭）を有効活用し、南本牧 MC-3、MC-4 など新たな大水深コンテナバース整備計画は中止すること。

2) 高速横浜環状道路計画は、凍結・中止を含む抜本的見直しを行うこと。

3) 「都市計画道路の見直し」にあたっては、住民の意見・要望の尊重、財政状況を考慮して、真に必要な生活道路に絞りこむこと。特に、住民合意が得られない「岸谷線」などについては「計画廃止」とすること。

4) 羽田空港再拡張事業に対する国の無利子融資貸付金の増額要請については拒否すること。また、取付け道路・橋梁建設「神奈川口構想」は、白紙撤回すること。

5) 民間事業者への助成・支援を中心とする横浜駅周辺大改造計画は「凍結」し、巨大再開発事業を伴う手法でなく、水害など防災対策に重点をおいた計画に見直すこと。

6) 新市庁舎等の整備計画は「凍結」し、「住民投票」等による市民意見を反映し、是非を含め改めて計画を検討すること。

7) 切実な市民要望にもとづき、市営住宅の新規建設・管理戸数の増を図ること。

8) 区役所に「建築相談室」（仮称）を常設し、建築紛争やマンションの維持管理・耐震診断、建替え問題などきめ細かな相談に対応すること。

9) 「バリアフリー新法」による建築物などのバリアフリー化を促進すること。合わせて、エレベーター等の未整備の駅舎をなくすよう鉄道事業者に働きかけ、推進を図ること。

10) 生活道路の修繕・私道整備助成、雨水排水、公園の維持・管理等に関わる土木事務所予算を拡充し、安全な生活基盤整備の拡充を図ること。

11) 花月園競輪事業から撤退した後、跡地利用については、公園等市民利用施設を整備すること。

12) 鶴見工業高校の跡地利用は、特別養護老人ホームや市民利用施設など地域住民の要望に沿ったものにする。

### 4. 災害に強い安全な街づくりをめざす

1) 公共施設にとどまらず、民間の学校・幼稚園、保育所、病院、診療所(各区の休日急患診療所等を含む)などの施設等へ助成を拡充して、さらに耐震化工事の促進を図ること。

2) 水道、下水道などライフラインの耐震化を推進すること。とりわけ遅れている浄水場と水再生センターの耐震化を早急に推進すること。

3) 小中学校を中心とする地域防災拠点に、災害用地下給水タンクあるいは飲料用

緊急給水栓の設置につづき、プールの水や下水道を活用した災害用水洗トイレの整備を推進すること。

- 4) 小中学校での地域防災拠点で、2階以上にある防災備蓄庫については、1階や校庭に整備する改善策の早急な推進を図ること。
- 5) 木造住宅耐震診断、耐震補強工事を促進するために、制度の周知徹底を行い、診断士などのきめ細かな相談支援及び、補強工事の助成拡充等をさらに図ること。
- 6) マンションの耐震本診断と耐震補強工事を進めるために、さらに助成拡充と利用促進を図ること。
- 7) 株ヒューザー等によるマンション耐震設計偽装による被害住民への支援として、住民の立場に立った工法や設計を検討し、耐震工事の推進を図ること。
- 8) 消防力の「横浜型消防力再編計画」に基づく、消防出張所の削減はやめること。
- 9) 予想される東海地震、南関東直下型地震などの災害に備え、消防力の抜本的強化を図り、震災時の即応体制を強めること。
- 10) 時間降雨 50 ミリに対応できる浸水対策を早期に実施すること。
- 11) 地域防災拠点や広域避難場所への避難路の確保、地域住民への周知とともに、施設・医療品・備蓄物品の拡充等をさらに図ること。
- 12) 高齢者や障害者等の災害時避難場所に地域ケアプラザを指定し、必要な医薬品・医療器具等を整備すること。

## 5. クルマ依存社会を脱却し、バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を

- 1) 公営交通企業としての市営バス事業を堅持すること。そのための必要な一般会計補助金を復活し、拡充すること。
- 2) 「横浜市生活交通バス路線」は引き続き維持し、既存の路線も含め、利用者の要望にもとづいて、便数等の拡充を図ること。
- 3) 市営バスの停留所の上屋整備を推進すること。
- 4) 交通不便地域の解消にむけた路線の再編・新設および、地域の特性に合わせてコミュニティバス、ジャンボタクシーなどを導入すること。
- 5) 市民等が行っている交通サポート事業に対して、過度な利用者・事業者負担にならないように補助の拡充を図ること。
- 6) 市営地下鉄のワンマン化を直ちに見直し、安全対策を強化すること。
- 7) 駅周辺の自転車・バイク駐輪場の整備促進を図ること。
- 8) 電車・地下鉄・LRT・バス・自転車による総合的な都市公共交通網を構築し、都心部は車でなく公共交通で移動可能な計画検討を行うこと。

## 6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を

- 1) 池子米軍住宅建設については、市是である米軍基地「早期全面返還」の立場から、国等との協議に応じないこと。

- 2) 上瀬谷基地をはじめ、遊休化している深谷・富岡基地については、市長が先頭になって自治体ぐるみの運動を強め、早期返還にむけ国への働きかけを強化すること。
- 3) 小柴基地の跡地利用については、貯油タンクの撤去を早期に行うとともに、地元地権者・住民の意見を十分反映させること。
- 4) 市の管理する横浜港に自衛隊護衛艦や米軍軍艦を入港させないこと。
- 5) 米軍横須賀基地への原子力空母配備、横浜ノースドッグの機能強化となるキャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部配置など、米軍基地の再編・強化に反対する立場を明確にし、米軍および国に申し入れること。
- 6) 市会の決議だけではなく、横浜市としても非核都市宣言を行うこと。合わせて「非核三原則」にもとづいて、「非核証明書」のない軍艦等の横浜港入港を拒否すること。
- 7) ピースメッセンジャー都市として、2010年の「国連NPT再検討会議」へ市民代表の派遣や、核兵器の廃絶、米軍基地の撤去等にむけた、平和活動や広報予算を大幅に拡充すること。
- 8) 横浜大空襲の日(5月30日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施すること。合わせて、空襲・戦災等の資料展示場として「横浜平和会館」(仮称)を整備すること。